協議第１２９号　　　　　　　　　　　　　平成１７年７月２５日確認

教育文化部会の事務事業詳細調整の協議について（その２）

教育文化部会（その２）の事務事業詳細調整の協議について別紙のとおり提出する。

平成１７年６月２９日提出

津地区合併協議会
会長　近　藤　康　雄

詳細調整提案項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
16 教育文化部会	2 教育施設分科会	9	大規模改造事業
		10	耐震補強事業

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	教育施設

区　　分	統一時期	調整結果	備　　考
9　大規模改造事業 10　耐震補強事業	合併と同時	●調整内容表（様式４）　調整の具体的内容 　新市における公立学校施設整備方針に基づき、基本計画、実施計画を作成し、施設整備の順位を決め実施していく。 ●詳細事項調整結果 　耐震補強事業及び大規模改造事業については、以下の新市公立学校施設整備方針に基づき、平成１８年度中を目途に基本計画と実施計画を合わせた新市公立学校施設整備計画を作成し、事業を実施していく。 新市公立学校施設整備方針 １　趣旨 　学校（園）施設については、安全性の確保をはじめ、安心でゆとりのある教育環境の確保、地域に開かれた学校づくり、また、新しい観点からの施設整備が求められている。 　新市における施設整備をスムーズに進めるため、公立学校施設整備方針を作成する。 ２　整備方針 （１）安全、安心の確保 　児童生徒等の安全を図るため、校（園）舎・屋内運動場の耐震補強を進めるとともに、防犯対策を実施する。 （２）施設の環境改善 　施設の老朽化に伴う改善として、大規模改造を進めるとともに、各施設の充実を図る。 （３）新たな観点での施設整備 　環境にやさしい学校づくりをはじめ、多様な利用者の利便性を考慮したバリアフリー対策、児童生徒の参加型トイレづくり、相談室の設置などの整備を進める。 ３　耐震補強事業の取組 （１）整備の考え方 　学校（園）施設については、地震発生時に児童生徒の安全を確保すること、また、地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、校（園）舎及び屋内運動場の施設が必要な耐震性能を保有できるようにする。 （２）事業の進め方 　昭和５６年６月の建築基準法改正に伴う「新耐震設計基準」以前の設計で建設された施設のうち未改修の施設で、現在着手している耐震補強事業については継続実施する。 　耐震診断実施済みの施設については、その診断結果に基づき、耐力不足等による緊急度ランクにより進める。 　なお、老朽化が進んでいる施設については、大規模改造事業との合併施工も検討する。 ４　大規模改造事業の取組 （１）整備の考え方 　老朽化が進んでいる施設や機能が低下している設備等を改修し、また、新たな観点での施設整備を含め、現在の教育のあり方にあった施設づくりなど、教育環境の改善や建物の耐久性の確保を図る。 （２）事業の進め方 　耐震性能を有する校（園）舎を優先することとし、安全上、衛生上、管理上、環境上、美観上の項目について、それぞれ建設年度や老朽化の状況を勘案のうえ、緊急性、必要性などの観点から整備を進める。 　現在着手している大規模改造事業については継続実施する。	